

## 平成23年度ため池防災データベース更新業務仕様書

### 1. 本業務目的

本年は、東日本大震災や台風 12・15 号等の災害によりため池が決壊し、人命が失われるなど甚大な被害が発生した。ため池は、築造年代が古いものが多く、また、耐震性が不明なものも多いため、計画的な整備・対策が必要である。そのため、本業務は、ため池における防災・減災対策の検討のため、既存のため池データベースの精度の向上を図るとともに、各都道府県がそれぞれ整理している警戒ため池（老朽化、下流への影響、ため池規模などから、点検・監視の充実やハード・ソフト対策を必要とするため池（約 1.2 万箇所））について整理することで、都道府県におけるため池の管理・整備方針の検討に資するものである。

### 2. 提出書類

本業務の着手に当たり、請負者（以下「乙」という）は次の資料を発注者（以下「甲」という）に提出するものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 工程表

### 3. 作業内容

本業務における作業内容は次のとおりとする。

#### ○既存データについて

本業務で使用する主な既存データは次のとおりである。なお、指標については、各既存データで重複する指標がある。

- ア. ため池防災データベース（ため池DB） 約 200 指標【約 11 万件】  
平成 7 年度にため池の基礎諸元や老朽度等の指標について地区毎に整理したデータ。  
本業務においては、ため池一覧データを貸与する。
- イ. 緊急点検調査ため池データ（緊急点検DB）約 100 指標【約 9.4 万件】  
H22 年度ため池防災対策調査において、H17～18 年度に実施したため池緊急点検対象ため池、平成 22 年度までに整備済みのため池並びにため池緊急整備・災害管理対策計画及び土地改良長期計画に位置付けられたため池について地区毎に整理したもの。  
本業務においては、都道府県別のため池一覧データを貸与する。
- ウ. 都道府県が管理するため池データ（県管理DB） 【約 13 万件】  
各都道府県が把握・管理しているため池データ。  
本業務においては、都道府県別に取りまとめられているデータを貸与する。

#### (1) ため池防災データベースの更新

##### ① ため池DBの更新

ため池DB（約 11 万件）と県管理DB（約 13 万件）のため池を突合するとともに、県管理DBの情報を基にため池DBを更新する。

また、ため池の改修履歴等に関し、県管理DBにデータが無い場合、そのデータについて入力を行う。（1 件当約 8 指標、約 3,000 件）

② ため池DBと緊急点検DBのため池データの突合

①により整理したため池DBについて、緊急ため池DBのため池と突合作業を行う。

なお、①及び②におけるデータの突合にあたっては、簡易なプログラムを作成し突合作業を実施することとする。プログラムによる突合が困難な場合は、別途確認の上、突合するものとする。

(2) 警戒ため池のデータシート作成

① 警戒ため池についてため池DBと緊急点検DBを一体化したデータシートを作成

(1)で整理したため池DBをもとに、別途指示する項目について警戒ため池を対象としたデータシートを作成する。

なお、警戒ため池については、県管理DBとともに一覧を貸与する。

② 警戒ため池の諸元等の整理

①により作成したデータシートを活用し、警戒ため池として選定されたため池の諸元について整理するとともに、選定されたため池の共通の諸元について整理する。

(3) 打合せ等

打合せについては、業務着手時、実施中の計2回行うものとする。打合せの場所は農林水産省内とする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、管理技術者は業務打合せ記録簿を作成し、打合せの都度、その内容について監督職員と相互に確認するものとする。

#### 4. 作業実施の留意点

本業務の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 作業対象となるため池データベース等に集録されているデータ内容、それらの定義等を十分把握した上で、作業を行うこととする。

(2) 各種データの管理及び操作環境は次のとおりである。

- ・ OS : Windows XP 及び Windows Vista

#### 5. 資料の貸与および返却

本業務の実施に当たり、甲から乙に貸与する資料等は次のとおりとする。また、これ以外に甲が必要と認めたものについては、別途貸与する。

(1) 貸与する資料

番号	項目	数量
①	ため池防災対策調査業務報告書(平成22年度)(電子データ)	1式
②	ため池防災データ(電子データ)	1式
③	都道府県が管理するため池データ(電子データ)	1式
④	平成17年度ため池緊急点検・緊急整備計画報告書	1式

(2) 乙は、本業務の実施に当たり貸与を受けた資料等について、その保管スペースを確保し、棄汚損のないようにするとともに、管理を徹底し紛失のないようにする。

また、業務完了後は、完了検査時に納品物と合わせ貸与資料を一括して甲に返却するものとする。

## 6. 成果物

本業務の成果物及び提出期限は、次のとおりとする。

(1) 成果物の内容及び部数

作業内容を網羅した報告書（A4判縦、長期保存に耐えうる市販ファイル等で綴じる）20部、電子媒体（DVD-R等）20部

(2) 提出期限

平成24年3月26日までに取りまとめ、報告書を納品する。

(3) 成果物の提出先

成果物の提出先は次のとおりとする。

農林水産省 農村振興局 整備部 防災課 防災班

## 7. 契約変更

契約変更に係る甲と乙による協議事項は、次のとおりとする。ただし、軽微なものについては、甲と乙の協議の上、変更を行わない場合がある。

(1) 作業内容に変更が生じた場合

(2) 成果物に変更が生じた場合

(3) 履行期間に変更が生じた場合

(4) その他

なお、(1)については調査対象ため池、項目とも当初より2割以内の増減については協議事項としない。

## 8. その他の条件

(1) 著作権等

本業務により得られる全ての著作権は、甲に帰属するものとし、乙はこれらに対する著作権者人格権を行使しないものとする。

また、第三者の所有する権利の対象となるものを使用する場合、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用容認契約に係る一切の手続きは、全て乙の責任において処理するものとする。

(2) 秘密の保持

①乙は、本業務の遂行時に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

②乙は、業務における成果物（途中成果物も含む。）については、本業務においてのみ使用することとし、これらの不要な蓄積及び他の利用は禁止される。

(3) その他事項

本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合には、乙が甲と協議の上、甲の指示に従い業務を遂行するものとする。